

ペットフードの輸出に関するQ&A

事業者のみなさまからのよくある質問と答えをまとめています。

Q1. ペットフードを海外へ輸出する際には、どのような手続が必要ですか。また、どこに問い合わせればよいですか。

A1. ペットフードの輸出に必要な手続等は、輸出相手国や輸出する製品により異なります。

このため、輸出する製品の情報を揃えて、輸出者ご自身又は輸出相手国の輸入者から輸出相手国に確認していただく必要があります。

輸出相手国政府から「日本政府が発行した証明書」の提出を求められた場合には、輸出相手国政府が「どのような証明書（証明書の正式名称及び証明内容）を求めているのか」を、輸出相手国政府のHPや輸入許可証などをもとによくご確認の上、以下を参考に各種証明書の相談窓口にお問い合わせください。

<御参考：農林水産省HP及び日本政府が発行可能な証明書>

(1) [農林水産物・食品の輸出に関する相談窓口について](#)

相談窓口が紹介されていますので、ご活用ください。

(2) [農林水産物・食品の輸出に関する国内外の制度](#)

主な制度が紹介されていますので、ご活用ください。

(3) [動物検疫](#)

(4) [植物防疫](#)

(5) [英国、欧州連合及びノルウェーに輸出するペットフード等の製造施設の認定](#)

・[東京電力福島第一原子力発電所事故に係る諸外国への輸出に関する証明書](#)

英国、欧州連合及びノルウェー向けに輸出するペットフードの製造事業場として登録されている施設で製造された製品を対象とした放射線セシウムに関する証明書発行を希望される場合についても、地方農政局へ申請してください。

(6) [飼料、ペットフード及び飼料添加物の自由販売証明書](#)

・[飼料、ペットフード及び飼料添加物の自由販売証明書に関するQ&A](#)

(7) [輸出食品の自由販売証明書](#)